

2011年9月28日 全5頁

復興のための臨時増税に関する疑問

資本市場調査部 制度調査課
吉井一洋・是枝俊悟

「消費税増税の段階引上げ分充当」なら短期間の増税で財源捻出が可能

[要約]

- 2011年9月27日、民主党税制調査会にて、震災復興のための臨時増税の案が決定された。主に、所得税+法人税+たばこ税の組み合わせで、所得税の増税（付加税）は2013年から10年間実施するものとなっている。
- しかし、10年間にわたる増税が「臨時増税」といえるのか疑問である。特に、今後社会保障と税の一体改革で消費税率を上げていかなければならない状況にある中で、所得税も消費税も上げられるとすると、国民の重税感は増すのではないだろうか。
- 政府税制調査会は消費税率の引上げによる復興財源の捻出案も提示していたが、野田首相の指示により、消費税は臨時増税の候補から外された。これは、「2010年代半ば」までに10%まで上げるとされている消費税について、段階引上げ部分（2013年度後半・2014年度に+3%）を、復興財源に充てる方法である。
- 「消費税増税の段階引上げ分充当」ならば、増税期間も短期（1.5年以下）で済み、増税による経済成長率への影響についても、内閣府試算の累計で最も少なくなっている。
- 「消費税増税の段階引上げ分充当」も、もう一度候補に入れた上で、復興のための臨時増税を検討してもよいのではないだろうか。

民主党税制調査会でまとめられた増税案

○2011年9月27日、民主党税制調査会にて震災復興のための臨時増税の案が決定された。政府税制調査会が提示した案をベースに検討がされ、主に所得税・法人税・たばこ税を増税する。

○増税の規模については、政府税制調査会の案では、以下の算式（上段）により「11.2兆円」とすることとされていたが、民主党税制調査会では、予算縮減・税外収入で賄う額を7兆円に積み増すことにより、以下の算式（下段）により「9.2兆円」とすることを目標とした。

19兆円	－	6兆円	－	5兆円 →7兆円	+	2.5兆円	+	0.7兆円	=	11.2兆円 →9.2兆円
(当初5年間の復興事業費)		(1次・2次補正予算で措置済みの額)		(予算縮減・税外収入で賄う額)		(年金特会に返却する額)		(B型肝炎補償のための額)		増税規模

- 所得税は、現行の所得税制に基づいて算定された所得税額に対し、一定率を加算する所得税付加税が案に挙がっている。「一定率」については報道によると4%が有力とされるが、4%という税率は復興増税の規模を「11.2兆円」としたときの率であり、復興増税の規模を2兆円減額した場合、この税率を引下げるものと思われる。付加税は、2013年から10年間にわたり実施するものとしている。
- なお、2011年度税制改正で行う予定であった、所得控除の見直し（給与所得控除の上限設定や、成年扶養控除の縮小など）による増収の一部も復興財源に充てる模様である。
- 法人税についても、現行の法人税制に基づいて算定された法人税額に対し、一定率（10%）を加算する法人税付加税を行うものとしている。ただし、法人税については、2011年度税制改正で予定されていた「法人税率の引下げ+課税ベース拡大」（ネット減税）の効果と合わせると、現行比でほぼプラスマイナスゼロとなる。法人税付加税は、2012年度から3年間行うとしている。
- たばこ税は、1本あたり2円（国税分・地方税分各1円）の税率引き上げが案に挙がっている。増税期間は2012年10月からで、国税分が10年、地方税分が5年とされている。
- このほか、個人住民税の改正も合わせ、民主党税制調査会における復興のための増税案をまとめると以下の表ようになる。

図表1 民主党税制調査会における復興のための増税案

	増税案	復興財源への充当額		復興財源への充当期間 (増税期間)
		年額	総額	
所得税	税額を4%引上げる(所得税付加税)(注1)	0.6兆円 (注1)	5.5兆円 (注1)	2013年~2022年の10年間
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.14兆円	0.7兆円	2012年度~2016年度の5年間?
法人税	(2011年度税制改正を実施した上で) 法人税額に対して一定割合(10%)の付加税を課す	0.8兆円	2.4兆円	2012年度~2014年度の3年間
たばこ税	たばこ税を1本2円(国分・地方分の計)引上げる	0.29兆円 (注3)	2.18兆円 (注3)	2012年10月~2022年9月の10年間 (注3)
個人住民税	均等割を1人あたり年500円、一律に引上げる	0.05兆円	0.25兆円	2014年6月~2019年5月の5年間
	2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しを実施する(充当額は引上げ分の一部)(注2)	0.05兆円	0.2兆円	2013年6月~2017年5月の4年間?
総計(復興増税の規模)			11.2兆円 (注1)	—

(注1) 民主党としては、税外収入の2兆円の積み増しにより、復興増税の規模を2兆円減らし、9.2兆円とすることを目標に掲げた模様。復興増税の規模が縮小した場合、所得税付加税の税率を引下げる(4%未満とする)ものと考えられる。

(注2) 2011年度税制改正に盛り込まれた所得控除等の見直しの実施時期等については、民主党税制調査会における結論が報道されていないが、政府税制調査会の考え方を踏襲したものと思われる。

(注3) 増税期間は、国税分10年、地方税分は5年(2017年9月まで)。ただし、民主党内でもたばこ税の増税は「臨時」ではなく恒久化するとの見方も出ている(本文参照)。復興財源への充当額としては、地方税分は販売数量減少分を加味しないが、国税分は加味する。金額は政府税制調査会の国税・地方税の「案2」の金額を単純に足しあげたものである。

(出所) 政府税制調査会資料、各種報道等をもとに大和総研資本市場調査部制度調査課作成

所得税付加税について

- 所得税付加税については、10年間にわたる増税が「臨時増税」といえるのか疑問である。10年というのは期限付き租税特別措置の一般的な期間（3年や5年が中心）と比べても長く、「臨時」とは受け止めづらいものと考えられる。実際に10年間臨時増税を行われたとすると、その時点での国民の「痛み」は小さくなっているものと考えられ、臨時増税分が同程度の増税に移行することも考えられる。また、付加税の存在が、今後10年間における所得税制の抜本改革に影響を与えることも考えられる。
- また、所得税には課税方法が総合課税、申告分離課税、源泉分離課税があつて複雑である。付加税を行い、一定比率引上げるにしても、仕組みが複雑にならないかが懸念される。
- 例えば、現在の上場株式等の配当に対する源泉税率は10%（所得税7%、住民税3%）であるが、このうち、単純に所得税分に4%付加税を課すとすると、源泉税率は10.28%（所得税7.28%、住民税3%）ということになる。同様に、現在の預貯金・利付債の利子に対する源泉税率20%（所得税15%、住民税

5%)に4%付加税を課すと、源泉税率は20.6% (所得税15.6%、住民税5%)となる。

- また、法人が受け取る配当や利子に対する源泉所得税については、法人税の申告時に所得税額控除を行い調整することになるが、源泉税に付加税を課すならば、このときの所得税額控除の金額についても付加税課税後の金額とする必要がある。
- 源泉徴収時の金額にも付加税を課すとなると、税率・税額に端数が生じやすくなる、制度が著しく複雑になり事務負担が増える、システム対応等が難しくなるなどの懸念がある。付加税を行う場合には、簡素で分かりやすい税制にすることが求められる。

法人税付加税について

- 民主党内では、法人税の付加税を2012年度から(2011年度税制改正に盛り込まれていた法人税率の引下げ等の実施と同時に)始めることを検討している模様である。
- すなわち、2011年度中は法人税率の引下げ等は行わないということであり、そうであるならば(政府税制調査会でも議論に上らなかったが)2011年度当初予算と比較すると、「2011年度に法人減税を行わなかった分の増収分」(約4,000億円)が余ることになる。この約4,000億円についても、復興財源に計上する余地があるといえ、検討対象にすることが考えられる。

たばこ税について

- たばこ税の性質上、一度引上げられた税率が引下げられることは考えにくく、復興期間終了後は一般財源化される恐れがある。また、国民から見てもこれは「臨時増税」ではなく「恒久増税」と認識されるのではなかろうか。民主党内においても、たばこ税の引上げは恒久化するとの見方も示されている¹。
- なお、民主党としては、政府が保有する日本たばこ産業株式会社(以下、JT)の株式を全株売却して復興財源の一部を賄うとしているが、たばこ税の引上げを行うと、JTにおけるたばこの販売数量が減少する可能性が高いものと考えられる。
- たばこ価格の引上げ幅²によってはJTの収益にマイナスの影響を与えない可能性もあるが、政府・与党としてなるべく高い価格でJT株式を売却して税外収入の確保を目指すならば、JTの収益に影響を及ぼす可能性のあるたばこ税の増税について慎重に検討した方がよいものと思われる³。

総論、消費税の可能性について

- 現在民主党内で有力とされている案では、所得税と法人税を中心に臨時増税を行うものとされており、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げが必須とされることも勘案すると、今後、所得税・法人税・消費税の基幹税全てが増税されるということになる。基幹税全てが増税されるとなると、国民

¹ 民主党税制調査会事務局長の古本伸一郎氏は、たばこ税の臨時増税が恒久化する可能性について言及した(9月28日付毎日新聞朝刊2面など参照)。

² 通例では、たばこ税の税率を引上げる際には、販売数量減少によるたばこ関連事業者の減収を補うために、税率引上げ分以上の価格引上げが行われる。例えば、2010年10月からたばこ税を1本あたり3.5円引上げた際、たばこの価格は1本あたり5円程度引上げられた。

³ なお、巷では税外収入確保のため、JT株式を売り出した後にたばこ税引上げを正式決定すればいいとの意見もあるようだが、このような行為は、政府が、保有株の発行企業の業績に重要な影響を与える可能性のある情報(しかも保有者である政府自身が提案等を行なう権限を持つ政策の情報)を隠したまま、保有株を一般の株主に売り出すことになり、金融商品取引法などにおける適法性・妥当性が問題となろう。

の重税感が増すことが考えられる。

- 野田首相の指示により候補から外されたが、当初、政府税制調査会が提示した臨時増税の選択肢の中には消費税を中心とする増税案も含まれていた。社会保障と税の一体改革において「2010年代半ば」までに10%まで引上げるとされている消費税について、段階引上げ部分(2013年度後半・2014年度に+3%)を復興財源に充てる方法である。
- この方法を採用すれば、復興財源について1.5年以下⁴の短期で捻出することが可能であり、かつ、臨時増税の開始時期についても民主党内で有力とされている案よりも遅らせることができる。
- また、消費税については、将来の引上げは必須であるとの認識は国民の中に広まってきているものと考えられ、前倒しで引上げた分について臨時的に復興財源に充当することについては国民の理解も得られるのではないかと⁵。
- さらに、法人税付加税を実施することなく、2012年度から(2011年度税制改正で予定されていた)法人税率の引下げ等を実施できるようになり、震災に加え、円高・電力不足等の影響により困難な状況にある企業活動を活性化し、企業の海外移転を防止する効果も期待できる。臨時増税による実質GDP成長率への悪影響についても、内閣府試算の累計ベースで消費税の案が最も小さかった(もともと、同試算では、税率引上げ時の短期的な実質GDP成長率への悪影響は消費税の案が最も大きくなっている点には留意が必要である)⁶。
- 11.2兆円(もしくは9.2兆円)の臨時増税額のうちの2.5兆円(基礎年金国庫負担1/2までの不足分)は年金特別会計に返さなければいけない金額である。そもそも基礎年金国庫負担1/2までの引上げ分については消費税を含む税制抜本改革により賄われるとされていたが、税制抜本改革が遅れたため埋蔵金等の臨時財源で捻出してきたものであり、消費税率引上げによって賄うことが妥当といえる。
- そもそも、社会保障と税の一体改革でも、2010年代半ばまでに段階的に消費税率を上げることとしている。すなわち、復興財源を所得税・法人税・個別間接税等で確保しようとしまいと、2013年、あるいは14年から消費税率を例えば3%引上げ、2015年に10%まで引上げる等のシナリオを想定しているものと思われる。
- したがって、2013年度後半・2014年度において消費税率を3%引上げ、復興財源に充てるという方法は、簡単に言えば、消費税率引上げで確保した税収を、社会保障にまわさず復興財源にまわすだけの違いである。
- 税収を社会保障にまわせない分、社会保障と税の一体改革による社会保障の機能強化の実現時期は1~2年遅れることも考えられる。しかしながら、消費税率の段階引上げ分を復興財源にまわしたとしても、2015年時点で10%まで引上げていれば、財政の立て直し(および社会保障制度の維持可能性)に対してはそれほど悪影響は出ないものと思われる。
- 以上の点を勘案すると、消費税率の段階引上げ分を復興財源に充当する案について、今一度選択肢に入れた上で、経済・財政・社会保障の機能強化に与える影響を検証した上で、臨時増税の内容を検討すべきではないかと思われる。

⁴ 政府税制調査会の案では、消費税率1%引上げによる増収を2.1兆円、復興増税の規模を11.2兆円として計算して、増税期間を1.5年としていた。しかし、実際には消費税率1%引上げによる増収は2.5兆円程度あるものと考えられること、復興増税の規模を9.2兆円とすることも考えられることから、増税期間を1.5年より短くすることも可能と考えられる。

⁵ 例えば、毎日新聞の世論調査で、「社会保障や東日本大震災の復興財源として、消費税などを増税すること」について、賛成53%、反対43%(9月4日付毎日新聞朝刊2面)であった。

⁶ 内閣府「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置が実質GDP成長率に及ぼす影響について」

B型肝炎対策財源の分離について

- これまで 11.2 兆円の臨時増税の中には、B型肝炎に関する補償等のための費用のうち税制措置で賄うとされる 0.7 兆円が含まれている。この金額については、震災のための復興とは明らかに使途・目的が異なるものであり、震災復興のための財源・増税と合算すべきものではないと考えられる。
- 政府税制調査会でも、B型肝炎対策財源について復興財源に含めて措置すると、増税に反対する者がB型肝炎の患者に対して批判・非難を行うことが考えられ、患者の精神的被害を拡大させる恐れがあるとの指摘がされていた。
- B型肝炎対策財源が必要なことはもちろんだが、本来は、一般財源で措置することが妥当と考えられる。